



新宿区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和7年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令和7年2月5日

事業名	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の見直し		
予算額	令和7年度予算額 (前年度予算額)	10,892 千円 7,632 千円	(拡充)
取材先	子ども家庭部男女共同参画課(電話 03-3341-0801)		

ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進企業認定制度を見直します

区では、区内事業者に対し、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、関係部署と連携して支援や働きかけを行っています。

令和4年度に実施した区内事業所を対象とした調査では、男性の育児休業取得者数は上昇していますが、女性に比べれば、まだ少なく、介護休業の取得者数は性別を問わず低い状況が続いています。こうした現状を踏まえ、区として引き続き育児・介護休業等の取得促進に向けた支援をしていく必要があります。

現在の支援事業と課題

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

認定企業のメリット

- コンサルタントを無料で派遣
- 融資の斡旋
- 推進企業を区がPRする
- セミナー等のお知らせが区から届く
- 区ホームページバナー広告掲載料の減額
- 契約制度の優遇

課題
認定された場合の
メリットが
少ない・ない

課題

手続きが面倒

- ・ 申請時に多くの書類提出が必要
- ・ 申請方法は窓口または郵送

男性の育児・介護サポート企業奨励金(中小企業対象)

支給を受けるためには
**育児・介護休業を取得した方への給与支払
または代替要員の雇用が必須**

課題

支給要件が厳しい

利用しやすい制度に見直します



新たなメリット

- ・ 認定を受けた中小企業が**申請しやすい新たな奨励金制度に見直します**。
※類似の奨励金事業である男性の育児・介護サポート企業奨励金は廃止します。

手続きの見直し

- ・ **様式1枚で簡単に、オンラインで**認定制度の申請をできるようにします。

支給要件を緩和 見直し後の奨励金制度(4月開始)

- ・ 支給要件を満たすことが難しかった **制度利用時の給与支払代替要員の雇用** **いずれも不要!**
- ・ 国や都の類似制度と支給要件を合わせて、併給申請もしやすくなります。

パパサポート企業奨励金



①育児休業

支給要件
休業取得日数 14日以上 → 5日以上
(所定労働日4日以上)
支給金額
1人目20万円 2・3人目10万円

②育児短時間勤務

支給要件
制度利用日数 30日以上 → 20日以上
(所定労働日16日以上)
支給金額
10万円
※制度利用期間中でも、一定期間利用していれば申請ができるよう緩和

介護サポート企業奨励金



**従業員の性別を問わず
申請できるように見直します**

①介護休業

支給要件
休業取得日数 14日以上
(所定労働日11日以上)
支給金額 15万円

②介護短時間勤務

支給要件
制度利用日数 30日以上 → 20日以上
(所定労働日16日以上)
支給金額
10万円
※制度利用期間中でも、一定期間利用していれば申請ができるよう緩和